

令和元年大崎上島町議会（第1回）臨時会会議録（第1号）

- 1 令和元年5月30日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。
- 2 出席した議員は次のとおりである。

1番 尾 尻 康 二	2番 越 田 賢 一
3番 閑 田 大 祐	4番 浜 田 明 利
5番 水 橋 直 行	6番 森 若 巖
7番 浜 田 幸 造	9番 渡 辺 年 範
10番 道 林 清 隆	11番 上青木 至
12番 信 谷 俊 樹	
- 3 欠席した議員は次のとおりである。

8番 前 田 太
- 4 会議録署名議員は次のとおりである。

2番 越 田 賢 一	3番 閑 田 大 祐
------------	------------
- 5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 川 野 義 彦	書 記 亀 井 成 美
----------------	-------------
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長 高 田 幸 典	副 町 長 亀 山 英 治
教 育 長 出 口 一 伸	総務企画課長 望 月 邦 彦
住 民 課 長 石 本 五 十 鈴	会 計 課 長 森 下 哲 成
福 祉 課 長 池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長 水 下 泉
地 域 経 営 課 長 坂 田 誠	建 設 課 長 藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長 河 田 昭 司	教 育 課 長 石 田 修 次
- 7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	会議録署名議員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	町長の所信表明について
第 4 承認第1号	専決処分した事件の承認を求めることについて
第 5 承認第2号	専決処分した事件の承認を求めることについて
第 6 承認第3号	専決処分した事件の承認を求めることについて

- 第 7 承認第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 1 号 大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 2 号 大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 3 号 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 13 選挙第 1 号 大崎上島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、これより令和元年第1回大崎上島町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において越田賢一議員、閑田大祐議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、町長の所信表明について。

町長。

○町長（高田幸典君） 所信表明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

議員の皆様ご存じのとおり、去る4月21日に執行されました町長選挙において当選をさせていただき、これからの4年、町政を担わせていただくことになりました。町民の幸せのために全力を尽くす決意でございます。

今までの2期8年を振り返りますと、大崎クールジェンが実証試験を始めるに当たって

の工事が始まり、また広島叡智学園の誘致に伴う校舎建設等がございました。また、日本の好景気による地元の造船、製造業についても好循環であったように感じておるところでございます。

一方、これからの4年を展望いたしますと、クールジェンの実証試験は令和4年で終了いたしますし、広島叡智学園の校舎建設についても令和3年に終了する予定となっております。また、日本の景気についても米中の問題等々で陰りが見えている現状がございませう。まさにこれからは町の正念場と言っていいのではないかと厳しく捉えているところでございます。

選挙戦においては4つの重点政策を掲げ訴えさせていただきました。1番目が健康で生き生きと暮らせるまちづくり、2つ目が活力ある地場産業の育成、3つ目が教育の島構想の推進、4つ目が安心・安全に暮らせるまちづくりでございます。

1つ目の健康で生き生きと暮らせる町ということでございますけれども、これから人生100年の時代が来ると言われておりますけれども、この長い老後を健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり、どうあるべきかということでございます。言い換えれば生涯学習のまちづくりと言ってもいいのではないかというふうに思っております。

それから、2つ目の活力ある地場産業の育成でございます。これは私たちの町が継続して発展していくためにとても重要な事項であると思っておりますし、これからは日本全体で人材不足ということも言われております。こういったことも行政もしっかりと応援をしてまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の教育の島構想の推進でございます。広島叡智学園というすばらしい学校が開校したわけですが、この学校がある町ということではなくて、こういったことを生かして町内にある学校それぞれがお互いに切磋琢磨し、また町外の学校との交流もしっかりしながら人材づくりができるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

4つ目の安心・安全に暮らせるまちづくりでございますけれども、皆さんご存じのように、昨年私たちの町にも近年にない大きな災害がございました。こういったことに対してどのように対処していくのかということと、行政懇談会ではイノシシの問題、老朽家屋の問題等々も多くのところでも声を聞きました。こういったことについてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。

この4つを重点ということで、ほかにもたくさん課題がございますけれども、光り輝く大崎上島町の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。また、議会

の皆さんともしっかり意見交換をしながら行政を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで町長の所信表明を終わります。

暫時休憩いたします。9時10分より議会会議室において全員協議会を開催いたします。本議会は、全員協議会終了後、また再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ちょっと時間がないので申しわけないんですけども。

午前 9時08分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、平成30年度大崎上島町一般会計補正予算（第9号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分した補正予算は繰越明許費及び地方債の補正を行ったもので、その内容は第1表繰越明許費の補正として町道草木線改良事業695万4,000円の追加及び公共下水道事業特別会計繰出金において繰越額を既定の200万円から1,002万円に増額変更いたし、第2表地方債の補正では事業実績見込みに伴い、豊竹東水産振興協議会支援事業等4事業において借入限度額の調整をいたしたものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 繰越明許で町道草木線の改良ですが、平成30年度予算を繰り

越すということで理由が年度内に完了が見込めないということなのですが、これはどういう理由で見込めなくなったのか。あるいは、令和元年度、次年度に繰り越したものが確実に執行されるのか、そのあたりも確定しているのかどうか。それと、この路線の全体の当初の年次計画をもう一度示していただきたい。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道林議員の質問にお答えいたします。

草木線の全体計画としては2年前、平成でいうと平成29年から実施して5カ年計画でスタートいたしました。しかし、事業の執行について地権者全体説明の中で少し難しい部分がありましたので、この5カ年計画を2期分に分け、前半の部分を5カ年計画として今実施中でございます。

そして、もう一つの繰越明許費の件でございますけれども、用地補償費でございますので、地権者と大まかな道路の事業計画については合意できておりますけれども、個別の詳細について地権者と合意ができていないものでございます。この点について、もう少しこれから協議を詰めていくということで時間を要しておりますので、ご理解をしてください。よろしく申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） いいです。ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、平成30年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分した補正予算は繰越明許費の補正を行ったもので、その内容は第1表繰越明許費の補正として原下地区下水道枝線管渠工事において年度内完成が見込めないことが判明したため、公共下水道施設建設費の繰越額を既定の700万円から2,272万円に増額変更したものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町税条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 承認第3号、大崎上島町税条例の一部を改正する条例の主な改正点についてご説明申し上げます。

個人住民税関係では、子供の貧困に対応するため、一定の条件を満たし前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を単身児童扶養者といい、令和3年度から住民税を非課税といたします。

寄附金税額控除では、従来のふるさと納税が特例控除対象寄附金となり、総務大臣が定める基準に適合する地方団体を特例控除の対象として指定されることに伴い、規定の整備をいたしました。

住宅借入金等税額控除では、所得税の住宅ローン控除期間が延長されたことに伴い、住民税から控除する期間の延長をいたしました。

軽自動車税では、平成28年度税制改正において消費税10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、新たに環境性能割が創設され、あわせて現行の軽自動車税は種別割に名称が変わることとされております。平成28年度から適用されている燃費性能にすぐれた

軽自動車へのグリーン化特例軽課税率は、消費税引き上げに配慮し、さらに2年間、令和3年度まで延長されました。一方、初年度検査年月から起算して14年を経過した車両に適用されている重課税率は、平成31年度は初年度検査年月が平成18年3月までの車両と規定されました。自動車税にかわる環境性能割は、消費税引き上げに配慮し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した車両については環境性能割の税率が1%軽減されます。

そのほか、法律の改正に合わせて字句修正等所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 承認第4号、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険税の医療保険部分である基礎課税分の限度額を58万円から61万円に引き上げました。また、軽減の対象となる所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗すべき金額を50万円から51万円にそれぞれ引き上げました。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第1号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に入る前に、望月邦彦君の退席を求めます。

〔総務企画課長 望月邦彦君 退席〕

○議長（信谷俊樹君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第1号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、本町職員の望月邦彦氏を副町長に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

望月邦彦氏は、昭和58年に東野町職員になり、以降、水道課、産業課、総務課、建設課などに所属し、平成26年からは総務課長として町の振興、町財政運営を担って行政の中心として頑張ってくれているところでございます。彼の経歴からもご理解いただけますように、財政、企画、建設など、町全体の仕事に精通いたしており、性格的にも温厚で住民、職員からの信望も厚く、副町長として適任であると考えております。

どうか議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第1号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号大崎上島町副町長の選任につき同意を求めることについて同意をすることに決定いたしました。

望月邦彦君の入場を許します。

〔総務企画課長 望月邦彦君 入場〕

○議長（信谷俊樹君） ただいま大崎上島町副町長の選任について望月邦彦君が同意されました。よって、望月邦彦君が本議場におられますので、挨拶をお願いいたします。演台にお進みください。

○総務企画課長（望月邦彦君） 先ほど副町長の選任同意をいただきました望月でございます。これから4年間、高田町長の補佐役として、安全・安心なまちづくり、町民一人一人が輝く町の実現に向けて、微力でございますが誠心誠意努めさせていただき所存でございます。どうか議員の皆様方には今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。同意に対してのお礼とご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第2号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第2号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、監査委員に澤田武義氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございま

す。

澤田武義氏には現在監査委員として活躍をしていただいておりますが、来る6月4日をもって任期満了となります。監査委員は、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者を地方公共団体の長が議会の同意を得て選任することとなっております。

澤田氏は大手企業に長年勤務され、財務管理はもとより経営管理にも精通されており、この経験をもとに監査委員としての職務に情熱を持って取り組まれ、町の財務管理、事業の経営管理、そして行政運営に関し的確な監査をしていただいておりますので、引き続き監査委員をお願いしたいと考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第2号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第3号大崎上島町介護保険条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第3号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、大崎上島町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、低所得者に対する保険料軽減の強化に関するものでございます。

詳細については、担当課長より説明をいたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 議案第3号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例を次のとおり取得段階別の第1段階から第3段階の保険料を改正するものです。

主な改正箇所は、第1段階として、第4条第2項中、平成30年度を平成31年度に、3万5,856円を2万9,880円に改め、同条に次の2項を加えるものです。

第2段階といたしまして、第3項前項の規定は第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料を4万9,800円とするものです。

第3段階として、第4項、第2項の規定は第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料を5万7,768円とするものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第4号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、去る5月20日に東野小学校大規模改修工事に係る指名競争入札を執行した結果、岡本建設株式会社が落札し、5月24日に契約金額1億8,260万円で仮契約を締結いたしました。地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事概要は、東野小学校の校舎が建築されて28年が経過したため、老朽化した校舎、体育館の改修、あわせてトイレの洋式化、グラウンドへの客土を実施するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 今回の校舎の改修とあわせて、グラウンドの改修もこの事業には入っているんですけども、何年かに一度、東野小学校におかれては客土をしてグラウンドの整備ということでやっと思いますが、このたびの改修事業で割と大規模になるんじゃないかなと思っているんです、説明受けましたが。これによって今までたびたび行ってきた客土というのはなくなるんですか。その点を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） このたびのグラウンドの客土、越田議員言われたように以前やっと思うんですけども、同じように上の砂が流れて石が出て子供が危険だということで、今回は暗渠を含めて行って、それに土壌固定材を攪拌して、その辺を中心にした分で長くもつような形でグラウンドの整備を行っていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ということは、今回の工事において今まで行ってきたようなグラウンド整備にかかわる部分については頻度が減るという解釈でよろしいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） グラウンドは何年かに一度はそういう形で客土していくという形があるので確約はできないんですけども、なるべくもたすような形で今回やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） というのも、例えばほかの学校のグラウンド等はそんなに、水が流れても部分的にちょこっと真砂土を入れて平らにしたら済むくらいの感じなんですけど、この東野小に関しては下の泥が流れて、下の岩が出てくるんですよ、あっこは。その辺はどうなんかのと思うて。流れにくいような素材で工事しても、結局またそれが数年たってから岩が出てくるようなかったらグラウンドとしての機能として非常に危険じゃないかなというように思いがあるんですけども水はけの勾配とかそういう問題も考慮して多分やっと思うんですけども、もうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 今回グラウンドの勾配も含めて、それから暗渠を実施して水

はけと今の土壌固定材とあわせて客土するという形で最善の方法でやりたいという形で考えております。ただ、どれくらいもつかはやってみんとわからんところもあります。

○2番（越田賢一君） わかりました。いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 濟いません、1点だけ教えてもらえませんか。

ここに事業内容とあるんです、その中に東野小学校校舎内屋根はわかるんです。床、壁というのは具体的にどこをどのように直そう思われますか。床、壁、この2点だけ教えてもらえませんか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 床に関しては、フローリング等の劣化しとる部分を表面を削り取ってワックスとかそういう形で復旧したいと考えております。それから、壁については、劣化しとる部分をクロス等をやり替えてやるという形になると思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 課長今言いましたように工事する、床、壁をするときに業者の方と学校のどうしても打ち合わせ、自分らも入れてすると思うんですけど、そのときに仮に学校のほうからここはこういうふうに変更してほしいんじやがなという要望が出たときには前向きに考えてもらえるのか、それとも変更は全然ペケか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 今回の設計の中でも校長等と一緒に現場を見て今回の改修内容を決定しております。また、工事を施工中にそういった箇所が出た場合には、変更等でも対応しようと思っております。

以上です。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第5号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、去る5月20日に大崎産業会館改修工事に係る指名競争入札を執行した結果、株式会社森重建設が落札し、5月24日に契約金額8,702万8,700円で仮契約を締結いたしました。地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な工事内容は、2階大会議室の空調改修及び大会議室を可動式により三部屋に区切る工事でございます。また、産業会館の全てのトイレの改修も含め、災害時の避難場所としても利用できるよう改修する内容でございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、選挙第1号大崎上島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長においてお手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

当選人を決めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、大崎上島町選挙管理委員会委員に松浦 巧氏、佐村 優氏、青木留美子氏、松浦美保子氏、補充員に、峠 哲夫氏、畝本里枝子氏、小田 博氏、幾田 徹氏。以上が当選されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和元年第1回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員